

運転代行業の健全化に向けた 「随伴車の自動車保険加入」など 利用者保護対策について

重要

発行日 平成 29 年 5 月 15 日



ジェイ・ディ共済協同組合

平成 28 年 3 月、国土交通省から公表された「自動車運転代行業における適正な業務運営に向けた『利用者保護』に関する諸課題への対策」について、各対策の最新情報と主な対策のポイントをまとめましたので、再確認のうえ、引き続き、適切な対応を行ってくださるよう、よろしくお願いします。

なお、平成 29 年 3 月に国土交通省が「随伴車の表示及び損害賠償措置の履行状況」の確認について報告徴収並びに立入検査による方法等を各都道府県担当部局に示していますので、組合員の皆様におかれては、報告書提出及び立入検査等に協力されますよう、あわせてお願いします。

自動車運転代行業における適正な業務運営に向けた「利用者保護」に関する諸課題への対策

1. 料金制度に関するガイドラインの策定

▶ 平成 28 年 4 月、国土交通省が料金制度に関するガイドラインを策定 ➡ P. 2 参照

※料金制度に関するガイドラインについてまとめた資料が必要な方は、本組合までご連絡ください。(平成 29 年 3 月までに本組合に加入された組合員様へはすでに送付済み)

2. 随伴車の適正な表示の徹底（自動車運転代行業を営んでいる旨を表示する文字の大きさや明瞭化等を規定）

3. 標準約款の改正（随伴車の自動車保険〈業務用〉加入の追記）

▶ 2, 3 とも、平成 28 年 10 月から施行開始 ➡ P. 2~3 参照

4. 随伴車の表示及び損害賠償措置の履行状況の確認に係る報告徴収

▶ 「随伴車の適正な表示」と「標準約款に追記された随伴車の自動車保険加入」の徹底を図るため、国土交通省が報告徴収並びに立入検査による確認方法等を策定し、各都道府県担当部局に通知（平成 29 年 3 月） ➡ P. 4 参照

5. 損害賠償責任共済契約失効者に対する行政処分の実施

▶ 平成 29 年 4 月から、共済掛金の滞納による共済契約失効者を行政へ報告開始 ➡ P. 4~5 参照

6. 各都道府県担当部局による立入検査の強化

▶ 都道府県知事による立入検査等を効果的かつ効率的に実施するため、国土交通省が、「自動車運転代行業の立入検査等実施要領」を策定（平成 29 年 3 月） ➡ P. 5 参照

7. 業界団体の自主的な街頭パトロール等への支援及び

国土交通省への法令違反業者等の通報体制構築等の支援

▶ 「街頭パトロール」については平成 28 年 12 月から実施されており、「通報制度」については、平成 29 年 1 月からモデル地区の 3 県（茨城、和歌山、沖縄）において実施開始
※P. 6 と平成 29 年 2 月発行の機関紙「JDつうしんNo. 53」に参考情報が掲載されています。

8. 代行運転役務の提供の事前説明書面（料金、損害賠償措置等）の標準化

▶ 平成 29 年 1 月、業界団体が「代行役務提供内容の書面による説明を行うための標準様式」を公表
※詳しくは、本組合ホームページの[知っ得!! お役立ち情報]コーナーの、2017 年 1 月 6 日付け情報を参照ください。

9. 運転代行ドライバー用指導・教育マニュアルの作成

▶ 業界団体である公益社団法人全国運転代行協会にて対応していますので、詳細については同協会へお問い合わせください。
(TEL. 03-3668-2788)



10. 運転代行用料金メーターのJIS規格化に向けた関係機関への働きかけ（次回JIS改定時予定）